

十和田市第2次経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【生活関連サービス等事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

→ 市内に店舗を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として日本標準産業分類における次の事業を営む方です。

- ①月極・賃貸を除く駐車場業（コインパーキング）
- ②貸衣しょう業、写真業などの生活関連サービス業（レンタル衣装、写真館、カメラ屋など）
- ③洗濯・理容・美容・公衆浴場業（クリーニング、床屋、美容室、エステ、温泉浴場、銭湯など）
- ④娯楽業（ボウリング場、ゴルフ場、カラオケ、ゲームセンターなど）
- ⑤療術業（按摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復など）

問2 添付書類を教えてください。

→ 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。

- ・許認可の必要な事業者においては、許可証等の写し（保健所の開設検査確認済証など）
- ・許認可の不要な事業者においては、事業を営むことを証する書類

例）事業開始届の写し、ホームページやチラシ等でサービス内容を周知している場合はその写し、施設の外観（看板等）、販売状況等がわかる写真、事業内容がわかる資料 など

問3 ホテルや温泉の一角を間借りして、エステを行っています。対象となりますか。

→ 屋号が異なる、場所の賃貸料を支払っている等、店舗と判断できれば対象となります。店舗を有さず、出張サービスのみの場合は対象外となります。

問4 このほかの業種は対象となりますか。

→ 上記以外にも該当となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。